

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年６月３０日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第５８号

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和８年太田市規則第５３号）の一部を次のように改正する。

附則に１項を加える改正規定中「１００円」を「１０円」に、「が５０円以上の場合はその端数を５０円とし、５０円未満の場合はその端数を零とする。」を「を切り捨てた額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。